

INFORMATION 暮らしの情報

福祉健康

手続きはお済みですか？ 児童扶養手当制度

市報さど8月号でもお知らせしましたが、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなりました。

対象になると思われる方でまだ申請をされていない場合は、11月30日までに手続きをお願いします。

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方 ↓ 11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方 ↓ 11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

支給対象者

※次のいずれかに該当する児童を監護する母または養育者

※父の場合は児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合

・父母が婚姻を解消した児童

・父または母が死亡した児童

・父または母が重度の障がい者である児童

・母が婚姻によらないで出生した児童など

ただし、このような児童を監護、養育していても、一定の条件が満たされていない場合は支給要件には該当しません。

※児童とは18歳になった日以後の最初の3月31日（一定の障がいの状態にある場合は20歳未満）までの人のことをいいます。

お問い合わせ

市役所社会福祉課 子育て支援係
☎63-5113 または各支所市民課・行政サービスセンター

シベリア戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリアに強制抑留された方に「特別給付金」が支給されます。

対象者 戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方

請求受付期間 平成22年10月25日～平成24年3月31日

※対象者には請求書類が送られています。

まだお手元に届いていない方は、お問い合わせください。

お問い合わせ

独立行政法人平和記念事業特別基金
事業部特別給付金担当

☎0570-059-204 (IP電話、PHSからは03-5860-2748) ※受付時間 平日午前9時～午後6時

「毒きのこ食中毒発生警報」発令！

新潟県では、9月から11月中旬までを食中毒予防強化期間（きのこ）と定め、毒きのこによる食中毒の予防を呼びかけています。10月14日に「毒きのこ食中毒発生警報」を発令しました。毒きのこによる食中毒に注意しましょう。

◆**食用と正確に判断できないきのこは絶対に「採らない」、「食べない」、「人にあげない」**

確実に鑑定できる専門家に判断してもらいましょう。佐渡保健所生活衛生課でも受け付けています。

◆様々な「言い伝え」は全く根拠のない迷信であるため、信じない。

①柄が縦に裂ければ食べられる。

↓毒を持つきのこの多くは柄が縦に裂けます。

②ナスと一緒に料理すれば食べられる。

↓食中毒を起こした例は多数あります。

③虫が食べているきのこは食べられる。

↓虫は毒のあるきのこも食べます。

お問い合わせ

佐渡保健所 生活衛生課
☎74-3399

有料広告

<http://www1.ocn.ne.jp/~saikouen/>



造園 設計 施工 本間様邸
さい こう えん
(有)西香園 沢根 ☎52-5900

広告募集中！

有料広告掲載のお申し込みは、
市役所総務課(広報広聴係)まで
☎63-3111

全国一斉生活保護110番

11月21日(日) 午前10時～午後4時
☎0120-052-088
生活保護に関する無料電話相談です。申込みは不要です。開催日時に直接、相談電話へおかけください。
新潟県青年司法書士協議会